

## 呉市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に関する事務処理要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）の施行に伴う事務処理について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定申請者 法第5条第1項から第7項の規定による認定の申請する者又は法第8条第1項の変更の認定の申請（以下これらを総称して「認定申請」という。）をしようする者をいう。
- (2) 確認申請等 建築基準法（昭和25年法律第201号。）第6条第1項若しくは同法第6条の2第1項の規定による確認申請又は同法第18条第2項若しくは第4項の規定による計画通知
- (3) 確認申請書等 建築基準法第6条第1項若しくは同法第6条の2第1項の規定による確認の申請書又は同法第18条第2項若しくは第4項の規定による計画の通知書及び当該添付図書
- (4) 確認済証等 建築基準法第6条第4項、同法第6条の2第1項、同法第18条第3項又は同条第4項の規定による確認済証及び当該確認申請書等

2 前項各号に定めるもののほか、この要領で使用する用語は、法並びに建築基準法で使用する用語の例による。

### (認定申請に係る手続き)

第3条 認定申請者は、当該認定申請に係る建築物の建築において確認申請等が必要となる場合、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める手続を行うものとする。

- (1) すでに確認済証等の交付を受けている場合 当該確認済証等を市長に提示し、当該確認済証等の計画内容と認定申請の計画内容との照合を受けるものとする。
- (2) 確認申請等の審査中又は未申請の場合 確認済証等が未交付である旨を認定申請に必要な書類（以下「認定申請書」という。）に付記するものとする。この場合においては、認定通知を受けるまでの間に確認済証等の交付を受け、前号に規定する手続を経るものとする。

### (建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に係る手続き)

第4条 市長は、法第6条第2項の規定に基づく申出を受けた場合、同条第3項の規定による建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）への当該申出に係る長期優良住宅建築等計画（以下「建築等計画」という。）の通知は、別記様式第1号の計画通知書に認定申請者より提出された確認申請書等を添えて行うものとする。

2 市長は、前項の通知を行った場合に、第9条第1項の規定による取下届の提出

があったときは、別記様式第2号の取下通知書により建築主事等に通知するものとする。

(認定又は承認しない旨の通知)

第5条 市長は、法第6条又は法第8条の規定に基づく認定をしない場合は、別記様式第3号の認定しない旨の通知書により、当該認定申請者に通知するものとする。

2 市長は、法第10条の規定に基づく承認をしない場合は、別記様式第4号の承認しない旨の通知書により、同条各号に掲げる者に通知するものとする。

(報告の徴収)

第6条 認定計画実施者は、認定を受けた建築等計画の住宅の建築工事が完了したときは、当該建築等計画に基づいて建築工事が行われたことについて建築士の確認を受けた上で、速やかに、別記様式第5号の認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了した旨の報告書により市長に報告するものとする。

2 市長は、法第12条の規定に基づく報告を求める場合は、別記様式第6号の認定長期優良住宅の建築又は維持保全の状況の報告を求める旨の通知書により認定計画実施者に通知するものとする。

3 前項の報告を求められた認定計画実施者は、別記様式第7号の認定長期優良住宅の建築又は維持保全の状況報告書により市長に報告するものとする。

(改善命令)

第7条 市長は、法第13条第1項から第3項の規定に基づき改善に必要な措置を命ずる場合は、別記様式第8号の改善命令書により行うものとする。

(認定の取消し)

第8条 市長は、法第14条第1項第1号から第3号の規定に基づき認定を取り消そうとする場合は、別記様式第9号から第11号の認定取消通知書により行うものとする。

(認定申請の取下げ)

第9条 認定申請をした者は、当該認定申請を取り下げようとするときは、別記様式第12号の取下届の正本及び副本を市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の取下届を受理した場合は、その副本に受理印を押印したものを当該届出者に返還するものとする。

(建築又は維持保全の取止め)

第10条 認定計画実施者は、認定を受けた建築等計画に係る建築物の建築又は維持保全を取りやめようとする場合は、別記様式第13号の認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書の正本及び副本に、当該計画に係る認定通知書(法第8条の規定に基づく変更の認定を受けた場合は変更認定通知書を含む。)を添えて、市長に提出するものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による申出を受理した場合について準用する。

この要領は、平成21年6月4日から実施する。

付 則

この要領は、令和4年2月20日から実施する。

付 則

この要領は、令和4年10月1日から実施する。

付 則

この要領は、令和7年4月1日から実施する。

別 記

別記様式第1号 計画通知書

別記様式第2号 取下通知書

別記様式第3号 認定しない旨の通知書

別記様式第4号 承認しない旨の通知書

別記様式第5号 認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了した旨の報告書

別記様式第6号 認定長期優良住宅の建築又は維持保全の状況の報告を求める旨の通知書

別記様式第7号 認定長期優良住宅の建築又は維持保全の状況報告書

別記様式第8号 改善命令書

別記様式第9号 認定取消通知書

別記様式第10号 認定取消通知書

別記様式第11号 認定取消通知書

別記様式第12号 取下届

別記様式第13号 認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書